平成２４年（フ）第１１４４号
大阪市住之江区中加賀屋３丁目10番24号
債務者　久野　　學
1　決定年月日時　平成24年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１１５６号
大阪市港区夕凪１丁目11番18号　ローレルハイツ202号
債務者　下小牧憲一
1　決定年月日時　平成24年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１１５７号
大阪府寝屋川市明徳１丁目８番55―304号
債務者　森田　　猛
1　決定年月日時　平成24年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１１５８号
大阪市平野区喜連西４丁目６番68号　ＡＩビル605号
債務者　門奈　由司
1　決定年月日時　平成24年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１１５９号
大阪市都島区内代町２丁目15番30―403号
債務者　江口由美子（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成24年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１１６２号
大阪府茨木市鮎川４丁目28番１号
債務者　伊藤　博美（旧姓坪谷）
1　決定年月日時　平成24年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１１６４号
大阪市淀川区木川東１丁目３番４―702号
債務者　橘　　智子
1　決定年月日時　平成24年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１１６７号
大阪市北区長柄東２丁目１番22―902号
債務者　櫻井　恭子
1　決定年月日時　平成24年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１１６８号
大阪府大東市大野１丁目５番11号　210号
債務者　西村　紀子
1　決定年月日時　平成24年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１１６９号
大阪市鶴見区鶴見５丁目８番２―301号
債務者　小林壽惠比呂
1　決定年月日時　平成24年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１３４５号
神戸市灘区六甲台町10番７―101号、従前の住所神戸市西区学園西町７丁目３番地
債務者　石川　尚子
1　決定年月日時　平成24年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第８０号
神戸市北区君影町１丁目１番８―106号
債務者　木場　啓之
1　決定年月日時　平成24年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第８１号
神戸市北区君影町１丁目１番８―106号
債務者　木場　久子
1　決定年月日時　平成24年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１１３号
神戸市中央区旭通２丁目４番５―306号、従前の住所神戸市東灘区本庄町２丁目11番19号
債務者　垣本　弥生（旧姓道添）
1　決定年月日時　平成24年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１４０号
神戸市東灘区岡本１丁目５番５―906号
債務者　石田　精男
1　決定年月日時　平成24年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１７２号
神戸市兵庫区熊野町５丁目３番７号　夢野母子ホーム、従前の住所神戸市東灘区住吉南町５丁目１番８号
債務者　堺井　真理（旧姓児玉）
1　決定年月日時　平成24年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４２号
長崎県長崎市琴海大平町1942番地８　道脇アパート２の１
債務者　浦口ユリ子
1　決定年月日時　平成24年３月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月11日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第５号
長崎県南島原市有家町大苑2251番地第２、前住所長崎県五島市幸町２番地12
債務者　田中　暢平
1　決定年月日時　平成24年３月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月11日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係